

平成22年3月10日

生活環境部産業廃棄物課

特別管理産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消しを行いました。

記

1 被処分者

(1) 氏名 有限会社やまもと 取締役 山本 進

(2) 住所 埼玉県川口市差間三丁目38番37号

2 処分の内容

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

3 違反事実の概要

有限会社やまもとは、自社で施工した解体工事等に伴い発生した産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業の許可を有しない者に委託していたこと（法第12条第3項「委託基準違反」）により、平成22年2月10日にさいたま市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。

このことにより、有限会社やまもとは法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ。許可取消してから5年を経過しない者）に該当するため、取消処分を行ったもの。

4 処分年月日

平成22年3月5日